

議案第64号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税</p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税</p>

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）の合算額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円）の合算額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。